

# 公益社団法人日本ウエイトリフティング協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会(以下、「この法人」という。)と称し、外国に対しては、Japan Weightlifting Association(略称JWA)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国におけるウエイトリフティング競技界を統轄し、代表する団体として、ウエイトリフティング競技の普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ウエイトリフティング競技の普及及び指導
  - (2) ウエイトリフティング競技の競技力の向上
  - (3) ウエイトリフティング競技の国際競技大会、日本選手権大会及びその他の競技会の開催
  - (4) ウエイトリフティング競技の指導者の養成
  - (5) ウエイトリフティング競技の審判員の養成及び資格認定
  - (6) ウエイトリフティング競技の国際大会への代表参加者の選定及び派遣
  - (7) ウエイトリフティング競技の調査及び研究
  - (8) ウエイトリフティング競技の日本記録をはじめとする記録の公認
  - (9) ウエイトリフティング競技に関する用器具等の検定及び公認
  - (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業については、本邦及び海外において行なうものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員をおく。

- (1) 正会員
    - ①都道府県におけるウエイトリフティング競技を統轄する団体を代表する者及び全日本学生ウエイトリフティング連盟を代表する者
    - ②理事会の承認を受けた団体を代表する者
    - ③学識経験者で理事会において選任され社員総会の承認を受けた者
  - (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同し、その事業を推進するために入会した個人又は団体
  - (3) 名誉会員 この法人に特別に功労のあった者で社員総会において推薦された者
2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員については、本人の承諾書をもって会員となるものとする。

(会費等の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、正会員になったとき及び毎年、社員総会において別に定める会費等を支払う義務を負う。

2. 賛助会員は、賛助会員になったとき及び毎年、社員総会において別に定める会費等を支う義務を負う。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、この場合、当該社員総会の1週間前までに当該会員に通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 正会員については、第5条に定める所属する団体が解散したとき
- (3) 総正会員が同意したとき
- (4) 正会員又は賛助会員である個人が死亡、若しくは失踪宣言を受けたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、第9条及び第10条の規程によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未納の会費等は納付しなければならない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

## 第4章 役員等

(役員の設定)

第12条 この法人に次の役員を置く。

理事 18名以上23名以内

監事 3名以内

2. 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により、理事のなかから選定する。

3. 前項で選定された会長をもって、法人法に規定する代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。
4. 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。
5. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
6. 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
7. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。
2. 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  3. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  3. 監事は、理事会に出席し、必要あるときは意見を述べなければならない。
  4. 監事は、理事が不正行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。
  5. 監事は、その他法令で定められた業務を行う。

(役員任期)

- 第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  3. 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第17条 理事及び監事は、次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の決議権の3分の2以上の決議に基づいて行なわなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認めるとき。
2. 前項について、当該社員総会の1週間前までに当該役員に通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対して社員総会において定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。その報酬については、社員総会において定める「役員等報酬規程」によるものとする。
2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長等)

- 第19条 この法人に、名誉会長及び若干名の顧問並びに参加を置くことができる。
2. 名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
  3. 顧問は、この法人の会長又は副会長であった者及びスポーツの功労者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
  4. 参加は、この法人の理事、監事であった者及び特に理事会が推薦した者につき、会長が委嘱する。
  5. 名誉会長、顧問及び参加は無報酬とする。

(名誉会長等の職務)

- 第20条 名誉会長は、社員総会に出席して意見を述べることができる。
2. 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
  3. 参加は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じて意見を述べるができる。

## 第5章 社員総会

(構成)

- 第21条 社員総会は正会員をもって構成する。
2. 社員総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(種類)

- 第22条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(権限)

- 第23条 社員総会は「法人法」に規定する事項、並びに次に定める事項を決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬の額又はその規程
  - (3) 各事業年度の事業計画及び(収支)予算の承認
  - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 入会の手続き並びに会費及び入会金の金額
  - (7) 解散及び残余財産の処分
  - (8) 会員の除名
  - (9) 基本財産の処分及び除外の承認
  - (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第24条 定時社員総会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
2. 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会の議決に基づき会長が招集したとき
    - (2) 総社員の議決権の5分の1を有する正会員から、会議に付議すべき事項及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求されたとき

- (3) 前項の請求をした正会員は、次の場合には裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる
- 一. 請求後遅滞なく招集手続が行われないうとき
  - 二. 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集通知が発せられないとき

(招集)

- 第25条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2. 会長は、前項第2項第2号による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
  3. 社員総会を開催するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使するようにできることとするときは、2週間前までに通知しなければならない

(議長)

- 第26条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第28条 社員総会の決議は、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
    - (1) 会員の除名
    - (2) 監事の解任
    - (3) 定款の変更
    - (4) 解散
    - (5) 基本財産の処分及び除外
    - (6) その他法令で定められた事項
  3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面表決権)

- 第29条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決権を行使することができる。
2. 前項の場合における第27条及び第28条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
  3. 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなすものとする。

(議事録)

- 第30条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議事録には、議長及び社員総会に出席した理事及び正会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 理 事 会

### (構成)

- 第31条 この法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

- 第32条 理事会は次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務執行の監督
  - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

- 第33条 理事会は、会長が招集する。
2. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した理事が理事会を招集する。

### (議長)

- 第34条 理事会の議長は、会長とする。会長が出席できない場合は、会長があらかじめ指定した理事が務める。

### (定足数)

- 第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

### (決議)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

### (議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

### (基本財産)

- 第38条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。この財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

### (事業年度)

- 第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し理事会の決議を経て、臨時社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公営社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 専門委員会

(専門委員会)

第43条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により専門委員会を設置することができる。

2. 専門委員会の組織及び運営に関する事項は理事会で定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、「法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定等の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消し日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、所要の職員を置く。
3. 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別途定める事務局規程による。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1. この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。
2. 本規程は、令和元年9月7日から施行する。